

宇治市教育委員会定例会会議録

日時 令和5年5月30日（火） 午後6時 開議

場所 宇治市役所 501会議室

会議日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会期について

日程第3 報告

日程第4 報告第6号 専決事項の報告について

日程第5 議案第10号 宇治市生涯学習審議会委員の委嘱について

日程第6 議案第11号 令和5年6月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

会議に付した事項 会議日程に同じ

出席者

教 育 長 岸 本 文 子

(教育委員)

教育長職務代理者 加 賀 爪 毅

委 員 中 筋 斉 子

委 員 小 山 栄 子

委 員 左 聡 一 郎

(出席職員職氏名)

部 長 福 井 康 晴

教育支援センター長 林 口 泰 之

学校管理課長 吉 田 健 一 郎

学校教育課長 岡 野 健 太 郎

学校改革推進課長 吉 川 貴 之

学校改革推進課担当課長 大 槻 翼

生涯学習課副課長 野 口 雅 史

学校教育課主幹兼学校改革推進課主幹 垣 見 千 里

副 部 長 上 道 貴 志

教育総務課長 吉 田 秀 平

生涯学習課長 前 田 紘 子

教育支援課長 堀 江 紀 子

学校改革推進課担当課長 柏 木 三 奈

学校管理課副課長 宮 山 博 輝

学校教育課副課長 土 井 加 津 美

(書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長 稲 垣 大 祐

教育総務課主事 西 村 結 衣

開 会 (午後6時)

○開会宣言 教育長が5月教育委員会定例会議の開会を宣言する。

○日程第1 会議録署名委員の指名について

教育長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、中筋委員を指名する。

○日程第2 会期について

教育長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

○日程第3 報告

- (1) 文教・福祉常任委員会について(令和5年5月29日)
- (2) 令和5年度宇治市教育研究員事業について
- (3) 令和5年度宇治市教職員研修講座について
- (4) 学校給食センターについて
- (5) 「要望書」等について
- (6) 宇治市教育委員会後援事業について

以上6件を報告する。

(1) 文教・福祉常任委員会について(令和5年5月29日)

[説明]

① 宇治市乳幼児教育・保育推進協議会の状況について

○谷上委員

- ・就学前施設のなかでも特にセーフティネットについて、私立(民間)との役割分担を明確にすべきではないか。
- ・公立幼稚園を1園減らしたときの教職員の異動の管理について。
- ・市の発達相談員や保健師がどのように関わっていくのか。

○渡辺委員

- ・就学前教育の具体的な方向性について。
- ・センターでの取組等の情報発信について。

○真田委員

- ・推進協議会の専門部会では具体的にどのような議論を行っていくのか。
- ・令和7年度からセンター設置となっているが、職員体制、施設配置等具体的なイメ

ーが今の段階で湧かない。どういったものになるのか。

- ・教育と福祉が一体的に動いていくために、今後センターの協議をしていくなかで十分な検討が必要であると思うがどうか。

○宮本委員

- ・センターの具体的なイメージについて。
- ・東宇治幼稚園にセンターを併設することの意義、目的について。
- ・保育所、幼稚園、認定こども園と小学校との連携で感じている課題はどのようなことがあるのか。
- ・早期療育ネットワーク会議と推進協議会との関係について。
- ・他の自治体では療育を直営でやっている事例もあるが、宇治市はどのように考えているのか。

② 公用車による交通事故の報告について

○真田委員

- ・交通事故を起こした職員への研修はどういったものだったのか。

○宮本委員

- ・被害者は入院されたのか。
- ・過失割合について。

③ 学校給食センターについて

○谷上委員

- ・令和2年の中学校給食基本構想では必要面積が5,000～7,000㎡ということだったけれども、なぜ8,000㎡となったのか。
- ・学校給食の自校方式のメリットについて。
- ・アレルギー対応について。
- ・喫食が2時間以内というのはどういった時間になるのか。

○西川委員

- ・アレルギー対応について。

○渡辺委員

- ・食育の取組について、センターではどのように実施していくのか。
- ・令和8年度早期に間に合うためのスケジュールについて。

○宮本委員

- ・中学校給食についての報告は、この間どうなっているのか。
- ・2、3月に文教・福祉常任委員会ができなかった際の動きについて、議会が理解できるよう、しっかりと説明を果たすべきでは。
- ・センターで行う給食の献立について、小学校と中学校の違い等。
- ・給食センターの運営方式、配送については直営か委託か。
- ・給食センターの開始時期について。
- ・給食センターの取得予定の用地について。

○真田委員

- ・令和8年4月というのをしっかりと意識して熱意を持って進めてほしい。

④ 窓ガラス破損事故に係る専決処分の報告について

○真田委員

- ・このようなケースは過去にもあったのか。

[質 疑] なし

(2) 令和5年度宇治市教育研究員事業について

[説 明]

本市学校教育の充実・振興を図るとともに、教職員の積極的な教育研究活動を推進するため、次の研究活動を行っている。(1) 学校教育の現状と課題及び教育内容と指導方法に関する調査・研究 (2) 生涯学習センターが実施する各研修講座の教材作成等の協力 (3) その他宇治市教育委員会が依頼する調査・研究

今年度も4つの研究部会を設置した。総数23人の研究員に委嘱し、各部とも精力的な活動を期待しているところである。本市教育の重要課題である学力向上のための研究として「学力向上研究部会」では家庭学習を生かした授業改善に加え、宇治市教育の重点となる学習用タブレット端末を活用した授業改善にも取り組んでいく。また、ICT活用を進めるためにタブレット端末を全ての教職員が活用できるようにすることが大切と考えており、ツール等を使用するための技能取得や活用例を「ICT活用研究部会」で研究し、紹介していく。「学校図書館研究部会」では学校司書と連携し、図書館機能を活用して、本市の課題である読み取る力の向上に取り組んでいく。「幼小接続研究部会」では今年度も幼稚園と小学校の教職員が共同で研究に取り組んでいく。

研究成果については、研究発表の場を設けたり、冊子にまとめて市内全教職員の力量となるよう周知を図っていく。研究部会の内容によってはオンラインを活用する等、教職員の働き方についても工夫し、研究成果をあげていけるよう努めていく。

[質 疑] なし

(3) 令和5年度宇治市教職員研修講座について

[説 明]

本市学校教育が抱えるさまざまな課題について研修を深め、指導力の向上を図ることを目的として教職員研修講座を計画している。今年度は13講座予定している。

職務や教職経験年数別研修講座として、校園長・副校長を対象とした「管理職研修講座」、初任者を対象に教育力向上をねらいとした「初任者研修講座」中堅となる教職員を対象とした「人権教育研修講座」を計画している。「管理職研修講座」については、教育の重点の一つであるICTの活用について、管理職の意識の向上が重要と考えていることから、東京学芸大学教育学部の川崎教授をお迎えし、講演いただく。

次に、専門研究研修講座として、学力向上に係る「学力向上研究研修講座」、「学校図書館活用研修講座」、「ICT活用研修講座」、「特別支援教育研修講座」、「保幼小合同研修講座」を計画している。これまで実施していた「柔道実技研修講座」については、同様の研修が府教委でも開催されることから本市の研修は実施しないことにした。新たに今年度から「部活動指導員研修講座」を開催する。

宇治市教員の資質能力の向上、質の高い教育の提供の観点から、本市教育の喫緊の課題等を学ぶ研修は重要と考えており、今後も内容等を精査充実させて開催していく。

[質 疑]

[委 員] 研修講座自体は教職員であれば誰でも受講できるのか。

[事務局] 対象者が決まっているものもあるが、それ以外については、希望する教職員が参加できるようにしている。

(4) 学校給食センターについて

[説 明]

文教・福祉常任委員会（令和5年5月29日）の資料「学校給食センターについて」をご覧ください。スケジュール（案）について、3月に基本計画策定、4月に検討委員会を行っており、5月11日には計画に向けての準備段階である実施方針と仕様書となる要求水準書（案）を公表している。正式なところでいくと、6月下旬に募集要項・要求水準書の公表とあり、ここから募集が始まり、9月下旬に締め切り選考に入る。11月には業者を決めて仮契約し、12月には議案を提出し議決いただければ契約締結して設計、工事に入っていく、令和8年度早期を目指していく。

先ほど説明した実施方針・要求水準書（案）については、正式な募集が6月30日を予定しているが、少しでも早期に事業者が事業概要を把握し、事業への応募を検討していただくとともに、事前に事業者からの質問を受け付けるために、募集に先立ち5月11日に実施方針及び要求水準書（案）の公表を行ったところである。

学校給食センター検討委員会については、会議は非公開で行う。デザインビルド方式で業者を選考するが、そこで学識経験者を入れて選考を行い、決定してからも意見をいただくために設置するもので、契約までには3回開催する予定である。

[質 疑]

[委 員] 今のところトラブルなくスケジュールは進んでいるのか。

[事務局] 今のところはおおむね予定どおり進んでいる。

(5) 「要望書」等について

[説 明]

以下計2件の要望書の提出があった。

- ① 日本共産党宇治市議会議員団より「物価高から市民生活を守る対策を求める緊急申し入れ」
市教委に関わる項目について説明した。
- ② 京都府宇治久世歯科医師会、宇治久世学校歯科医会より「要望書」

(6) 宇治市教育委員会後援事業について

[説 明]

アートフォーラム宇治主催の「宇治を描く絵画展2023」他14件、計15件について後援した。

○日程第4 報告第6号 専決事項の報告について

[説 明]

本件は、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第4号の規定に基づき、専決処分を行い、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第2項の規定により報告するものである。

まず、専決第6号「宇治市学校運営協議会委員の任命について」であるが、学校運営協議会委員は、各校の学校運営協議会で「育てたい子ども像」、「目指すべき教育」のビジョンを保護者や地域と学校が共有し、目標の実現に向けた熟議を行っていただく。今回、5月1日付で3名の追加委嘱を行い、委嘱した委員は合計261名となっている。

次に、専決第7号「宇治市立幼稚園就園支援委員会委員の任命又は委嘱について」であるが、委員名簿に記載のとおり12名の委員の任命又は委嘱を決定した。

次に、専決第8号「宇治市就学支援委員会委員の任命又は委嘱について」であるが、委員名簿に記載のとおり68名の委員の任命又は委嘱を決定した。

[質 疑] なし

○日程第5 議案第10号 宇治市生涯学習審議会委員の委嘱について

[説明]

本議案は、第10期宇治市生涯学習審議会委員の任期が5月31日に満了することに伴い、6月1日から新たに委員を委嘱するもので、任期は2年間で、令和7年5月31日までである。今回委嘱する委員は、議案書の名簿のとおり14名で、うち再任の委員が12名、新任の委員が2名、女性の委員は5名である。

第11期宇治市生涯学習審議会委員の委嘱については、現行の第10期委員に継続就任をお願いしながら、退任される方に代わる新任委員については、退任者の分野、性別や年齢等を考慮して、候補者を選定した。事前に委員就任に係る意向について確認を行ったところ、全ての方の内諾を得られたので、委嘱させていただくものである。

[質疑]

[委員] 委員で大学教授の専攻分野はわかるのか。

[事務局] 桑原准教授は教育工学、佐藤准教授は図書館学、杉岡准教授は地域活動やNPO等まちづくり地域づくり、長積教授は生涯スポーツが専門である。
森川元教授はコミュニケーション学、教育関係等が専門であった。

[討論] なし

[採決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○日程第6 議案第11号 令和5年6月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

市議会提案前の案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とする旨の提案があり、全会一致で決定する。

[説明]

令和5年6月宇治市議会定例会提出議案として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、宇治市長から5月29日付けで意見を聴取されているもので、教育委員会としては、この内容に異議がないとするものである。議案は「令和5年度宇治市一般会計補正予算(第2号)」及び、「公用車両における交通事故に関する和解及び損害賠償の額を決定するについて」、「東宇治中学校施設長寿命化工事(その1)の請負契約を締結するについて」である。

それでは、補正予算の内容について説明する。まず、私立幼稚園物価高騰対策事業費である。物価高騰の影響から厳しい状況に置かれている市内の私立幼稚園を支援し、安心・安全で質の高い教育サービスを継続して提供できるよう、運営にかかる負担を軽減するとともに、保護者の負担への増加を抑制するために、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、価格高騰重点支援私立幼稚園に対して支援金を給付するもので、

1, 300万円を計上している。

次に「公用車両における交通事故に関する和解及び損害賠償の額を決定するについて」である。令和4年6月9日、大久保町田原20番地の1地先にて発生した、公用車両における事故について、相手方と和解し、損害賠償額を決定するため提案するものである。和解の相手方は、議案書に記載のとおりで、賠償の額については、326万3,598円である。

最後に、令和5年5月22日に入札を実施した東宇治中学校施設長寿命化改修工事（その1）について、予定価格1億5千万円以上の工事請負契約となるので、（宇治市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定）、契約に当たって議会の議決を求めるものである。契約金額は2億2,671万円、契約の相手方は株式会社カナヤマ建設となる。

[質 疑]

[委 員] 交通事故の件について、最終的にはバイクの方はどういう状況だったのか。

[事務局] 相手方は70代の女性で、公用車とかすめる形で接触・転倒し、脾損傷等のため14日間入院された。

[委 員] 過失割合は10%か。

[事務局] 相手方の過失割合が10%である。市側が90%であり、合計約360万円の損害賠償額である。入院等の治療費に加え、休業補償、慰謝料等を含めた金額となっている。

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○閉会宣言 教育長が5月教育委員会定例会の閉会を宣言する。

閉 会 （午後6時40分）